

教 職 概 論

Teaching Introduction

伊 藤 博

Itou Hiroshi

1. はじめに

(1) 社会の仕組みとしての学校教育の意義

わが国で近代的な学校制度の法令を「学制」(1872(明治5)年)というが、明治維新後5年を経過してようやくできあがったものである。これをもって学校教育制度の出発点となすことができる。

ところが現行の教育法制の根幹をなしている「教育基本法」は、戦後の混乱期の1947(昭和22)年3月31日に公布されたものである。戦後の2年間で十分に議論を尽くして制定されたものとはいえないといった議論がなされていた。

そこで、「新教育基本法」が2006(平成18)年12月22日に改正・公布・施行された。この法の前文において「(略)・・・公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。・・・(略)」とし、伝統や文化といった言葉を使用し、学校教育の進め方を示している。

さらに、「教育の目的」として、第一条の中に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行

われなければならない。」としている。

また、教育基本法と合わせて制定された法律で、学校教育に関する基本的な事項を定めた「学校教育法」(2007(平成19)年に改正公布)がある。なお、この学校教育法の中の第3章幼稚園で幼稚園の保育の目標(5項目ある)として、健康・人間関係・環境・言葉・表現が制定された。

(2) 学校教育の内容を決める仕組み

その仕組みとしては、以下の経路となる。

①中央教育審議会(中教審)

文部科学大臣の諮問機関であり、審議結果の答申を行う。

②学習指導要領・・・文部科学省が作成

③各都道府県教育委員会にて「教育課程編成要領」の作成をする。

④上記のことをもとにして、各学校で実施していく。

以上のような流れとなる。

なお、中央教育審議会(中教審)とは、文部科学省に置かれる文部科学大臣の諮問機関である。教育、学術・文化に関する基本的な重要施策について、調査審議して、文部科学大臣に建議することをその任務としている。教育に関す

る答申では、代表的なものとして次のようなものがある。

「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」、「幼児期からの心の教育の在り方について」、「今後の地方教育行政の在り方について」

(3) 学習指導要領とは

教育課程審議会の答申を受けて、「総則」「各教科」「道徳」「特別活動」等の専門家の協力を得て文部科学省が作成するものである。

教育課程審議会は、文部大臣の諮問を受けて、中教審答申をもう少し具体化し、各学校の教育課程の基準を作成する審議会である。(現在、中教審に統合された)

(4) 教育課程の編成

各学校は、「答申」や「要領」を基にして、それぞれの実態に応じて、自校の教育課程を編成して実施する。

「教育課程」とは、その学校の最も重要な「教育計画」のことで、「教育目標」「基本方針」「教育活動の重点」「教科などの授業時数」「年間行事」を骨子としている。また、各学校における教育課程の編成の責任者は校長だが、全教職員の知恵の結集が当然のことながら必要となる。

(5) 現行の新学校教育法の第1章 総則

「第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国、地方公共団体および学校法人のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。」

以上のように、第1条により学校の定義及び第2条により学校を設置できるものを規定している。

2. 学校教育の現状と課題

中央教育審議会は、平成7年4月、文部大臣から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問を受けた。その際、主な検討事項として次の3つの事項が示された。

- ①今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方
- ②一人ひとりの能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善
- ③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方

(1) 中教審答申の一部から

ここでは、これらを踏まえたうえで、最近の子どもたちの全体的な傾向をまとめている中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第1次答申をもとに、子どもたちの生活の現状についてまとめる。

「我々は、学校・家庭・地域社会を通じて、(…中略…) 子供の視点に立って審議を行い、今後における教育の在り方として、[ゆとり]の中で、子供たちに[生きる力]をはぐくんでいくことが基本であると考えた。そして、[生きる力]は、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、(…中略…) 社会のあらゆる場で取り組んでいくべき課題であると考えた。」

1) ゆとりのない生活

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方で、学校での生活、塾や自宅での勉強にかなりの時間をとられ、

睡眠時間が必ずしも十分でないなど、[ゆとり]のない忙しい生活を送っている。また、テレビなどマスメディアとの接触にかなりの時間をとり、疑似体験や間接体験が多くなる一方で、生活体験・自然体験が著しく不足し、家事の時間も極端に少ないという状況がうかがえる。

2) 社会性の不足や倫理観の問題

厚生省の「児童環境調査」やNHKの世論調査などによると、子どもたちの生活体験や社会体験の不足もあって、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の不足が危惧される。

3) 自立の遅れ

日常生活や自分の将来について調べた調査では、「自分の身のまわりや部屋のかたづけをする」や「将来、何になりたいか決めている」などの項目について意識の低下が見られ、子どもたちの自立が遅くなっている傾向が見られる。

4) 健康・体力の問題

身体的な面については、身長・体重など体格面の着実な向上が見られるが、肥満傾向や視力の低下など新たな健康上の問題が生じている。また、体力・運動能力については、敏しょう性は向上しているものの、瞬発力、筋力、持久力、柔軟性などは全般的に低下傾向にある。

5) 現代の子どもの積極面

NHKの世論調査や文部省の調査などによると、最近の青少年の傾向として、「人生を楽しく過ごすこと・遊び心」「センスの良さ・スマートさ」「頭の柔らかさ」「自分の意見を率直に述べること」「国際性」などに優れて

いることがうかがえる。また、社会参加活動やボランティア活動に参加する意欲をもった青少年も増えつつある。

(2) 学校生活をめぐる状況

中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第1次答申の中で、子どもたちの生活の現状について以下のような問題点を挙げている。①ゆとりのない生活、②社会性の不足や倫理観の問題、③自立の遅れ、④健康・体力の問題などを示している。

平成6年度において、いじめの発件数は、小学校2万5,295件、中学校2万6,828件であったが、その後いじめ防止対策推進法の制定があったものの、平成26年度の調査によるといじめの認知件数は小学校12万2,721件、中学校5万2,969件に上るなど深刻化している。

また、不登校の子ども数は年々増加し、30日以上欠席した不登校の数は、平成6年度においては小学生1万5,786人、中学生6万1,663人となっている。平成25年度の調査では小学生で2万4,175人、中学生で9万5,181人となっておりこれも増加傾向にある。

(3) 児童生徒理解の心構えと方法

児童・生徒理解の基本としては、以下のようなものがあげられる。

- 1) 理解のための基礎知識を身につける：児童生徒の発達段階に応じた一般的な特徴や最近の傾向などの知識をはじめ、児童生徒理解のための観点や方法について基礎的な知識を身につけておくこと。
- 2) 共感的に理解する：児童生徒の行動の背景にある気持ちを理解しようとする。
- 3) 肯定的に理解する：自分の価値観で行動

の評価をする前に、その児童生徒の価値観や考え方を理解しようとする事。

4) 自分の信条や価値観を押しつけない：自分の信条や価値観で決めつけたい気持ちを抑えること。

5) 心理的事実に注目すること：表面にあらわれた客観的事実が同じであっても、児童生徒一人ひとりによって、その受けとめ方が異なることに留意すること。

6) 理解を指導に生かす：上記のような経過で理解したことを指導に生かすこと。

また、具体的な方法としては以下のようなものが考えられる。

1) かかわりを通して理解する：給食・清掃・遊びなど日常的な場面での観察や言葉かけなどを通して理解すること。

2) 聴くことに集中して理解する：面接などで児童生徒の話を聴くときは、気持ちを集中して、聴くようにすること。そのためには、静かな環境を選ぶことも大切。

3) 表情に注意して理解する：面接などで児童生徒の話を聴くときは、その言葉だけでなく、表情や仕草にも注意して聴くこと。

4) 無意識の世界にも目を向ける：児童生徒の行動が、本人も気付かない無意識の行動である場合もあることに留意すること。

5) 診断的理解の知識や方法を身につける：児童生徒の行動や心情を理解するための観点や方法についての研究成果を学び応用すること。

6) 多面的に理解する：自分だけの人間観、価値観にとらわれず、幅広く柔軟な態度で理解しようとする事。また、大勢の目で

様々な角度から理解すること。

3. 教員の身分と服務義務

(1) 教育職員の身分

幼稚園から大学まで、すべての学校の先生のことを総称して、法律上では「教育職員」と言う。国公立の学校の先生である公務員と私立学校の先生とでは、立場は異なるが、ともに全体の奉仕者として位置づけられている。

その根拠となる法令は以下の通りである。

1) すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。(憲法第15条2項)

2) すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

(2) 教育職員の服務義務

公立学校の先生(地方公務員)の場合の教育職員の服務義務は以下のようになる。

1) 服務義務とは：公務員がその勤務に服する場合、遵守すべき事項の総体のことである。公務員が服務義務を負う根拠は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員として、一般民間の雇用関係と異なる規律に服することを受諾して公務関係に入った職員自身の意思にあるといわれている。

2) 服務の宣誓：新たに職員となった者は、職務につく前に、服務の宣誓をしなければならない。宣誓の内容・手続き等は、各地方自治体の条例で定めることになっている。(地方公務員法第31条)

3) 服務義務の内容：①職務専念義務(地方

- 公務員法第30条、第35条)：職員は、勤務時間中、その注意力のすべてを職責遂行のために用い、公務員としての職務にのみ従事しなければならない。(職務専念義務免除の場合もある。)
- 4) 誠実義務(地方公務員法第31条)：服務の宣誓内容として、自身の全能力をもって、誠実に職務を遂行することを誓うとされている。
- 5) 法令および職務命令の遵守義務(地方公務員法第32条)：職員は、職務遂行に当たって、法令・条例・規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 6) 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)：職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 7) 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)：守秘義務ともいい、職員は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」とされている。
- 8) 政治的行為の制限(地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条及び国家公務員法第102条)：公務員は全体の奉仕者であることから、政治的に中立の立場を維持する必要があり、一般の職員については政治的行為が制限されている。
- 9) 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)：公務員はその職務の性格上、ストライキ、サボタージュなどの争議行為が禁止されている。
- 10) 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条および教育公務員特例法第17条)：職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の企業の事業や事務に従事してはならない。ただし、教育公務員は、その専門的能力を最大限に活用するため、任命権者の許可を得て、兼業・兼職を行うことができる。
- 11) 服務義務関連の事例研究
- 次に示すそれぞれの事例が、それぞれ服務義務違反になるかどうか考えることも事例研究のための一助となろう。
- (事例1) 学校の近くのスーパーで、割引セールをやっていたので、昼休みに行って、卵3パックを買ってきた。
- (事例2) 昨夜遅くまで教材研究をしたため睡眠不足だったので、空き時間を利用して保健室で一時間ほど仮眠した。
- (事例3) 夏休みに入ってから、自分の担当する教科の研究大会が県外であることを知ったので、参加費・旅費・宿泊費を自己負担して参加した。
- (事例4) 運動会の振替休日となった月曜日に、同じ学校の職員たちとゴルフコンペを楽しんだ。
- (事例5) 土曜日のお昼に、学校近くの食堂でビールを飲みながら食事をしてから午後は担当する部活動の指導をした。
- (事例6) 生徒たちが、三学期の打ち上げパーティーをやるから先生も来てほしいと言うので、参加して深夜までカラオケを楽しんだ。
- (事例7) 自分が担任する子どもの複雑な

家庭問題について、どうしたらよいか分からなかったので、近所の親しい友人に相談した。

(事例8) 自分が担任している子どもが、親から虐待されていることを知り、市役所の福祉課の職員に相談した。

(事例9) 日曜日の午後に自分が支持する政党の演説会があったので、親しい友人も誘って聞きに行った。

(事例10) 恩師が、市議会議員に立候補することになったので、選挙事務所に行き、封筒のあて名書きなどを手伝った。

(事例11) 職員組合のボーナス闘争の一環として、45分の職場内集会が開かれたので、組合員ではなかったが参加した。

(事例12) 学生時代の友人が、学習塾を開いたので、土曜日と日曜日だけ手伝うことにした。時給は2000円である。

(事例13) 市の生涯学習センターが行うパソコン教室で、講師をしてほしいと校長を通して頼まれたので、手伝うことにした。報酬は1回5000円である。

12) 教員の職務の具体的な内容

教員の職務の根拠となる法令は次のものとなる。小学校では「教諭は、児童の教育をつかさどる。」(学校教育法)、中学校では学校教育法、高等学校では学校教育法・中等教育学校・学校教育法がある。教員の職務にはどのようなものがあるかを、中学校の場合を例にとり、「教育をつかさどる。」の具体的に挙げてみる。

①学習指導に関すること

○教科指導に関すること

・担当教科の授業及びその準備(教材研究、指導法の工夫など)

・担当教科の評価、評定、記録

・担当教科に関する研修

○「総合的な学習の時間」の指導及びその準備

○学級担任として受け持つ授業

・道徳の時間、学級活動の時間の指導およびその準備

②生徒指導に関すること(学級担任として)

○自己指導能力の育成(学校全体の指導計画に沿って)

○生徒理解および問題行動の早期発見・対応(いじめ・登校拒否など)

○生徒に対するカウンセリング(悩みを聞くことなど)

○校則(生徒心得など)の指導

③進路指導に関すること(主として学級担任として)

○個々の生徒の自己理解から自己実現に至る指導・助言・援助(学級活動の時間)

○指導法の工夫、タイムリーな情報提供など

○上級学校訪問、職場訪問等の計画および実施(学年としての計画に沿って)

④学級担任として学級経営及び学級事務に関すること

○学級目標の設定、学級経営案の作成・実施・評価に関する事柄

○出席簿・指導要録・通知表の作成・管理、学級だより発行、保護者会の準備など

○給食・清掃などの指導

⑤生徒会活動に関すること

○生徒会活動に関する事柄の学級における指導

○各種委員会の顧問としての指導

⑥学校行事に関すること

○儀式的行事、学芸的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等の計画、実施、評価に関する様々な事柄

⑦校務分掌に関すること

○学校運営のために必要な事務的業務を校務分掌として一人一人が分担している。

○一般的には、教務部、生徒指導部、研究・研修部、進路指導部等の大きな分担の中に細かい係が設置されており、小規模校では一人が複数の係を分担することになる。

⑧部活動に関すること

○部活動は教育課程に位置付けられてはいないが、中学校では非常に盛んに行われており、何らかの部を受け持つことになる。

4. いじめについて

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」は「いたずら」や「ふざけあい」と区別しにくい点もある。

以下は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）による定義である。

「第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響

を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」表面にあらわれた客観的事実よりも、被害者の心理的事実に注目することが大切となる。

(2) 「いじめ」の態様

文部科学省の調査では、「いじめ」の態様を次のように分類している。

- | | |
|------------|----------------|
| 1) 言葉での脅し | 2) 冷やかしのからかい |
| 3) 持ち物隠し | 4) 仲間はずれ |
| 5) 集団による無視 | 6) 暴力 |
| 7) たかり | 8) お節介・親切の押しつけ |

(3) 「いじめ」への対応

対応の仕方としては、以下のものである。

- 1) 早期発見（日常的な子ども観察、家庭との緊密な連携）が重要である。
- 2) 早期対応（事実関係の把握、子どもや保護者との話し合い、継続的な観察など）に尽きるが、この問題を単純に考えてはいけない。

加害者の子どもに加害意識が薄いことや被害者が一層の「いじめ」を恐れてなかなか本当のことを話さないことなどが解決へのネックになることが多くある。

日ごろから子どもたちや保護者との信頼関係を築くこと、「いじめ」は絶対に許さないという姿勢を示し続けることが重要となる。

5. 不登校（登校拒否）について

(1) 「不登校（登校拒否）」の定義

「不登校（登校拒否）」とは、何らかの心理的、

情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」とされている。

なお、文部省（現：文部科学省）は、年間30日以上欠席している場合を統計上の調査対象としている。

（2）「不登校（登校拒否）」のタイプ（態様）

としては以下のように分類している。

- ア．学校生活に起因する型
- イ．遊び・非行型
- ウ．無気力型
- エ．不安など情緒的混乱の型
- オ．複合型
- カ．意図的な拒否の型
- キ．その他
- ク．上記のいずれにも該当しない型

（3）「不登校（登校拒否）」の対応

- 1）早期発見・早期対応がポイントとなる兆候（サイン）を見逃さないことが重要である。
- 2）不登校（登校拒否）が始まった場合
エのタイプに対する登校刺激は避ける。ア、イ、ウのタイプについては、登校しない原因があるので、保護者や公的相談機関や警察とも連携しながら、その原因を取りのぞく努力を続けるなければならないし、その子どもに対する担任や級友からのメッセージを送り続ける必要がある。少なくとも、電話等で、1日1回は、保護者や本人と話し合うくらいのかかわり方が必要である。

6. 学級崩壊について

（1）学級崩壊とは

確定した定義はみられないが、以下のような状態が考えられる。

- ・教師が教室に入っても、児童は騒然として

いて、注意してもまったく聞かない。

- ・席につかない児童もあり、教室の外へ出てしまう場合もある。その結果、授業がまったく成立しない。
- ・強く注意したり叱ったりすると、反抗的な態度をとり、場合によっては暴言を吐いたり暴力を振るったりする。
- ・教師と児童の信頼関係、児童どうしの友好関係が成立しない。

（2）学級崩壊の原因

必ずしも明確になっているわけではないが、次のように整理できる。

- ・児童の基本的生活習慣の未定着・乱れ
- ・家庭のしつけの不足学校及び教師の権威の喪失
- ・教師の指導力低下や「学級王国」主義

とくに小学校では、一人の教師が一つの学級を任されて授業を行う。学級担任は、自分の担当する学級の経営に全エネルギーを注ぐが、他からの介入は許さないといった傾向がある。その結果、それぞれの学級が孤立してしまい、学校全体で問題解決に当たるということが難しくなっている。

荒れた学校の立て直しもまずは「挨拶」からと言われる。まさに学校の衰退も国家の衰退も形は違うが本質は同じである。心の乱れは言葉の乱れであり、日々、子どもたちのためにも大人が心がけなければならない。

7. 学校における暴力行為（校内暴力）

（1）学校における暴力行為（校内暴力）の定義

校内暴力は「学校生活に起因して起こった暴力行為をいい、対教師暴力、生徒間暴力、学校

施設・設備等の器物損壊の三形態がある（学校外で発生した学校生活に起因する暴力行為も含む）。と定義されてきた。

1997（平成9）年からは、これに「対人暴力」という項目がつけ加えられ四形態とされた。

（2）学校における暴力行為の実態

昭和50年代半ばごろをピークに、中学校で校内暴力の嵐が吹き荒れた。それで、文部省は学識経験者を集めて調査研究委員会を設置し、この問題への対応について検討を進めるとともに、1983（昭和58）年度から、全国で発生した校内暴力の件数を集約してきている。なお、この調査は、公立中学校・高等学校を対象に行われてきたが、1997（平成9）年度から小学校も対象に加えられた。

近年の校内暴力発生件数は、昭和50年代のピーク時をはるかに超えている。校内暴力への対応策として一般に言われていることは次のようなことである。

- ・児童生徒理解の徹底
- ・一人ひとりに目を向け大切にする指導
- ・校内の一致した指導体制の確立
- ・家庭、地域社会との連携
- ・関係機関（児童相談所、警察）との連携

8. 特別な支援を必要とする生徒への接し方

近年、発達障害という言葉がよく聞かれるようになってきている。従来、障害とは知的障害、運動障害、精神障害に分類されてきたが、2004年度に成立した「発達障害者支援法」により、新たに高機能自閉症（HiFAU）、注意欠陥多動障害（ADHD）、学習障害（LD）などのこれまで広汎性発達障害に含まれるとしてきた障害を発

達障害と位置づけることとなった。

これらの障害のある児童生徒は、特別支援学校や特別支援学級に在籍することもあったが、現在では小・中学校や普通科高校等の通常学級で障害のない児童生徒と同じ教育を受けることが多くなった。したがって、教育実習に行く場合も発達障害のある児童生徒と接したり、あるいは授業を教えたり支援することも多くなる。

これらの発達障害は、たとえば運動障害のある場合のように一見して判断することができるような障害ではない。どことなくほかの児童生徒とちがう、と思う程度に感じることも多く、なかなか障害の存在や本質に気づかない。しかし、障害のない児童生徒と同じような接し方をすると、児童生徒の理解が進まず、短い教育実習の期間では十分な関係を構築できなかったり、その結果研究授業などにも影響を与えることが少なくない。

発達障害は基本的に先天性の中枢神経系（脳）の障害と考えられている。生まれつき脳のある部分の働きが十分でなかったり、まったく働かない状態であり、その結果として対人関係能力や言語能力、社会性の発達、自己コントロール機能の発達などが年齢相応に成長していない。

よく誤解されるのが発達障害のある児童生徒は親の育て方や生育環境が悪かったとか、本人の自覚や努力が足りないとか思われがちである。これは大きなまちがいで、発達障害のある児童生徒や保護者等には責任はない。その他肢体不自由の障害のなかで脳性麻痺という障害がある。

この障害も先天的な中枢神経系の障害だが、身体が十分動かないことやまったく麻痺してい

ることに対して、その原因を本人や保護者の責任に求めることはできない。基本的には発達障害も脳性麻痺等の肢体不自由の障害もまったく同じ中枢神経系の障害が原因であり、障害の部位により表面に現れる状態が異なってくると考えることができる。

9. おわりに

(1) 今後、教員に求められる資質能力

教員の資質能力とは、一般に、「専門的職業である『教職』に対する愛着、誇り、一体感に支えられた知識、技能等の総体」といった意味内容を有するもので、「素質」とは区別され、後天的に形成可能なものと解される。

「教育職員養成審議会第一次答申（抜粋）」によると以下のようなものを上げている。

1) 地球的視野に立ち行動するための資質能力

①地球、国家、人間等に関する適切な理解

例：地球観、国家観、人間観、個人と地球や国家の関係についての適切な理解、社会・集団における規範意識

②豊かな人間性

例：人間尊重・人権尊重の精神、男女平等の精神、思いやりの心、ボランティア精神

③国際社会で必要とされる基本的資質能力

例：考え方や立場の相違を受容し多様な価値観を尊重する態度、国際社会に貢献する態度、自国や地域の歴史・文化を理解し尊重する態度

2) 変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力

①課題解決能力等に関わるもの

例：個性、感性、創造力、応用力、論理的思考力、課題解決能力、継続的な自己教育力など

②人間関係に関わるもの

例：社会性、対人関係能力、コミュニケーション能力、ネットワーキング能力など

③社会変化に適応するための知識及び技能

例：自己表現能力（外国語のコミュニケーション能力を含む）、メディア・リテラシー、基礎的なコンピュータ活用能力など

3) 教員職務から必然的に求められる資質能力

①幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解

例：幼児・児童・生徒観、教育観（国家における教育の役割の理解を含む。）

②教職に対する愛着、誇り、一体感

例：教職に対する情熱・使命感、子どもに対する責任感や興味・関心

③教科指導、生徒指導等のための知識・技能及び態度

例：教職の意義や教員の役割に関する正確な知識、子どもの個性や課題解決能力を生かす能力、子どもを思いやり感情移入できること、カウンセリング・マインド、困難な事態をうまく処理できる能力、地域・家庭との円滑な関係を構築できる能力

(2) 貢献できる教員の人材育成を目指して

教員には常に高い倫理観と使命感が求められており、怠ることなく学習に努めて教育力を高め、児童・生徒にどのような教育をして、どの

ような人間に育てたいかという目標（教育観）を明確に持ち自己成長を続けなければならない。そのためには自らの授業や言動を常に見直し、自らを改善できる力が必要となってくる。また、教員が児童・生徒の尊敬の対象となり、児童・生徒のロールモデルになるよう、常に学びの姿勢を崩さず自己研鑽に努め、自身の全人格の養成をしなければならない。

参考文献

- ・「教科教育から見た中高教員養成の現状と課題：教師論・教育実習・教職実践演習という流れで補える問題と補えない問題」、中井睦美、教育学研究紀要（6）、117-130、2015-06
- ・「『大村はま』の教職論についての一考察」、芝垣正光、名古屋産業大学・名古屋経営短期大学環境経営研究所年報（13）、14-20、2014-03
- ・「教職科目「教職論」のカリキュラム開発に関する一考察（2）」、田代直人・佐々木 司・金田重之〔他〕、山口学芸研究 4、15-37、2013
- ・教職論ハンドブック、山口健二・高瀬 淳（編）、ミネルバ書房、2011年
- ・「教職論—教職につくための基礎・基本」佐藤 徹（編著）、東海大学出版会、2010年

